タブー　一般事業主行動計画

従業員がその能力を十分に発揮できるよう仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境を作る。特に女性従業員の妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間　令和３年９月１日～令和６年８月 31 日までの３年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、社会保険制度などの制度の周知や情報提供を行う。

＜対策＞

●令和３年９月～　制度に関するパンフレットを対象従業員に配布する。

目標２：育児休業等取得しやすい環境づくりを行う。

＜対策＞

●令和３年９月～　産前産後休業前、育児休業前の引継ぎを行う。

●令和３年９月～　周囲の従業員の産休・育休に対する理解を深める。

目標3：スムーズな職場復帰に資するよう育児休業中の従業員へ職場の情報提供を行う。

＜対策＞

●令和４年２月～　育児休業中の従業員へ、職場の状況、お客様の状況などの情報提供を行う。